

10 竜巻等による被害への対応について

去る5月6日、関東地方北部で発生した竜巻等により、茨城県においては中学生1名の尊い命が奪われたほか、茨城県と栃木県の両県で、50名以上が重軽傷を負い、2,000棟を超える建物が損壊するなど甚大な被害が発生した。

特に、経済産業省の「新・がんばる商店街77選」にも選出されているつくば市の北条商店街や伝統工芸・益子焼の産地である益子町などで多くの被害を受けているほか、両県で、農作物や農業用施設の被害額は7億円を超えるなど、極めて深刻な被災状況にある。

さらに、昨年の中日本大震災や福島原発事故による影響が未だに大きく残る中で今回の災害が発生したことから、まだ緒に就いたばかりの震災からの復興とあわせ、地域住民は多くの困難に直面している。

このような事から、国においては、両県の置かれている状況を十分にご理解いただき、地域住民の安全・安心な生活が一刻も早く取り戻せるよう、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 被災者の生活再建支援について

竜巻災害については、屋根の滅失などにより居住できなくなるといった被害の特殊性を考慮し、住家の被害認定基準の柔軟な運用を図り、被災者生活再建支援法の対象とすること。

また、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度について、住宅再建に係る被災者の負担軽減を図るため、東日本大震災の特別融資制度(当初5年間無利子)並みに融資利率を引き下げること。

2 被災中小企業、商店街に対する支援について

地域経済において重要な役割を果たしている中小企業、商店街に対して、被災した施設・設備等の復旧・復興に係る助成制度を

創設するなど、必要な支援策を講じること。

また、被災中小企業が融資を受ける際に、保証料の負担軽減と保証枠の拡大が図られるよう、東日本大震災時と同様に中小企業信用保険法の特例を設けるなど、早急に制度の充実を図ること。

3 災害廃棄物の処理について

被災地域における災害廃棄物の処理については、竜巻によって運ばれた自らの所有物以外の廃棄物も含めて撤去しなければならないなど過大な負担を強いられていることから、必要な費用の全額を国が支援すること。

また、市町村が行う家屋解体や生活環境の保全上支障となる倒木処理等を災害等廃棄物処理事業の対象に含めるなど、事業の対象範囲の拡大を図ること。

4 竜巻に係る防災対策の強化について

竜巻等に係る観測体制を強化し、迅速かつ的確な情報の提供を図るとともに、竜巻等に係る地域防災計画の指針となる防災基本計画の改定を進めること。

5 地方交付税の確保について

被災地方公共団体が被災者支援などのために必要な財政需要に柔軟かつ的確に対処できるよう、特別交付税について特段の配慮を行うこと。

また、その際には特例交付により、迅速な対応ができるよう措置すること。